

【(第11条・第13条関係) 説明会意見回答書】

作成日 2025 年 7月 4日

太陽光発電施設の設置予定場所	長野県上田市仁古田465-1
----------------	----------------

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
パネル設置場所に竹藪があるが伐採等行う予定なのか。	隣接土地住民	航空写真上にイメージ図として重ねているため、実際は竹藪を伐採した所に設置します。
うちとの土地との堺を明確にしてほしい。	隣接土地住民	設置工事前に境界確定を行い隣接土地との境界を明確にいたします。
パネルによる反射の影響はあるのか。 仮に反射した場合の対応はできるのか。	近隣住民	住宅に向けて反射がしないようなパネル設計にしております。 仮に反射が気となる場合は目隠しフェンス等を設置して対応いたします。
日中の動作音はあるのか。	近隣住民	パワコンからの音はほぼないです。生活に支障のある音はないです。
土地境界ギリギリにフェンスを設置するのか。	近隣住民	土地境界から1m後退してフェンスを設置いたします。

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
自治会費に関してどのように進めていくか。	副自治会長	取り決めでしていただき、自治会の方針に従います。
雨水の処理は問題ないか。	近隣住民	現況測量から、地形の勾配を考慮、上田市の30年確率の降水確率を考慮して浸透トレンチを計画しています。
仁古田第二発電所と名前がなっているが第一もあるのか。	住民	仁古田112-1の土地を弊社が所有してるが現在農地の為、農地転用が完了次第、事業計画を進める予定です。
自治会との協定書の内容は公表されるのか。	住民	協定書の内容はHP等で公表しておりません。 自治会と弊社で保管いたします。
県が示している条例の元に行っているのか。	住民	県が定めた条例の内容に基づいて事業計画を行っています。
本日の質疑応答はどこかで開示されるのか。	住民	条例により、開示する義務があるため、住民説明会后30日間の意見募集期間を設けたのち、県のHPにて内容が公表されます。また個人名等は伏せております。



令和7年8月8日

上田市長 殿

上田市長瀬3580

YANAGIDA株式会社

代表取締役 小宮山純一

事業基本計画書に対する意見回答書

施設の設置場所	上田市仁古田465-1
事業区域の面積	934㎡
施設の合計出力	49.5kW
意見課	税務課 環境政策課 建築指導課
	都市計画課（公園緑化景観担当・調査計画担当）
税 務 課	1 令和8年1月1日時点で太陽光発電設備を取得済みの場合は、令和8年1月末までに償却資産税の申告が必要になりますので、よろしくお願いいたします。 ➡ 承知いたしました。
環 境 政 策 課	1 周辺住民からの問い合わせ先を現場に掲載する等によって地元周知するとともに、万一苦情等が発生した場合には真摯に対応してください。また、工事中に連絡先の書かれた看板を取り外してしまうというケースがあったので、看板は工事中も撤去せずに設置してください。 ➡ 承知いたしました。
	2 感電、破損等が起こらないように努めてください。また、事故や災害によりパネルが損壊した場合、周辺に被害が及ばないよう対処(感電、有害物質等への対策)を適正に行ってください。 ➡ 承知いたしました。適切に行います。
	3 反射による光の影響等、近隣住民より苦情が発生した場合は真摯に対応してください。 ➡ 承知いたしました。随時対応いたします。
建 築 指 導 課	1 太陽光パネルの架台の下を物入れ等として利用し、建築基準法第6条第1項第1号から第3号の建築物に該当する場合は、建築確認申請が必要となりますのでご注意ください。 (高さ2mを超える擁壁も同様) ➡ 承知いたしました。
	2 南東側：建築基準法第42条第2項道路に該当します。 ※道路幅員が4m未満の場合は、現況道路幅員の中心線から2mの道路後退が必要になります。(建築物等の建築、擁壁等の構造物の築造は不可) ➡ 接道道路中心線より2m以上後退させた箇所にフェンスを設置いたします。
都 市 計 画 課 公園緑化景観担当	1 事業計画にあたっては、上田市景観計画に定める景観形成基準をご確認ください。 (田園地域区分)

	⇒ 確認いたしました。田園の景観形成基準の配慮に努めます。
都 市 計 画 課 調 査 計 画 担 当	1 事業の実施にあたっては、地域住民をはじめとする関係者の理解が得られるよう努めてください。
	⇒ 承知いたしました。
	2 着工前に周辺の既設構造物（例：擁壁、道路クラック）等の調査を念入りに行い、写真等で記録のうえ保存するなど、事業完了後にトラブルにならないように努めてください。
	⇒ 承知いたしました。
	3 雨水排水処理を適切に行い、敷地外に雨水や土砂の流出が無いよう施設の維持管理を十分をお願いします。工事中においても、雨水排水対策を講じ、防災に努めてください。
	⇒ 雨水排水処理が適切に行えるトレンチの設計をし、雨水や土砂の流出がないように対策いたします。
	4 工事中及び工事完了後に本開発行為に起因すると思われる苦情が発生した場合には真摯に対応をお願いします。
	⇒ 承知いたしました。